

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 大阪湾広域臨海環境整備センター

代 表 者 の 氏 名 : 理事長 荒木 一聡

主たる事務所の所在地 : 大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

(白紙のページ)

第2章 対象事業の内容及び目的

第2章 対象事業の内容及び目的

2.1 対象事業の内容

2.1.1 対象最終処分場事業の名称

フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業

2.1.2 対象最終処分場事業の種類の別

廃棄物最終処分場（海面埋立処分場）の規模の変更事業

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく許可施設である一般廃棄物及び産業廃棄物の管理型最終処分場）

2.1.3 対象最終処分場事業が実施されるべき区域（対象事業実施区域）の位置及び面積

対象事業実施区域の位置を第 2.1.3-1 図、第 2.1.3-2 図、第 2.1.3-3 図及び第 2.1.3-4 図に、対象事業実施区域の周囲の概況や平面図を第 2.1.3-5 図及び第 2.1.3-6 図に示す。対象事業実施区域は大阪湾の奥部、兵庫県神戸市東灘区向洋町地先の六甲アイランド南地区第 2 工区内に位置する。

第 2.1.3-6 図のとおり、対象事業実施区域の面積は 77.4ha で、2 期神戸沖埋立処分場の共用施設設置区域を除く新たに埋立を行う面積は 73.7ha、うち埋立処分の用に供される場所の面積は 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）の護岸等の区域を除く 69.0ha である。

第 2.1.3-5 図には対象事業実施区域の周囲の概要を示す。対象事業実施区域は大阪湾広域臨海環境整備センターが現在埋立処分を行っている 2 期神戸沖埋立処分場の西隣に当たる。なお、当該場所を、以下、「3 期神戸沖埋立処分場」と称する。

2 期神戸沖埋立処分場の区域には、2 期神戸沖埋立処分場と 3 期神戸沖埋立処分場でそれぞれ発生する浸出液等を併せて処理する合同排水処理施設を新たに設置し、また既設の揚陸施設を継続使用して 3 期神戸沖埋立処分場へ廃棄物等を運搬する。



第 2.1.3-1 図 対象事業実施区域の位置（1）



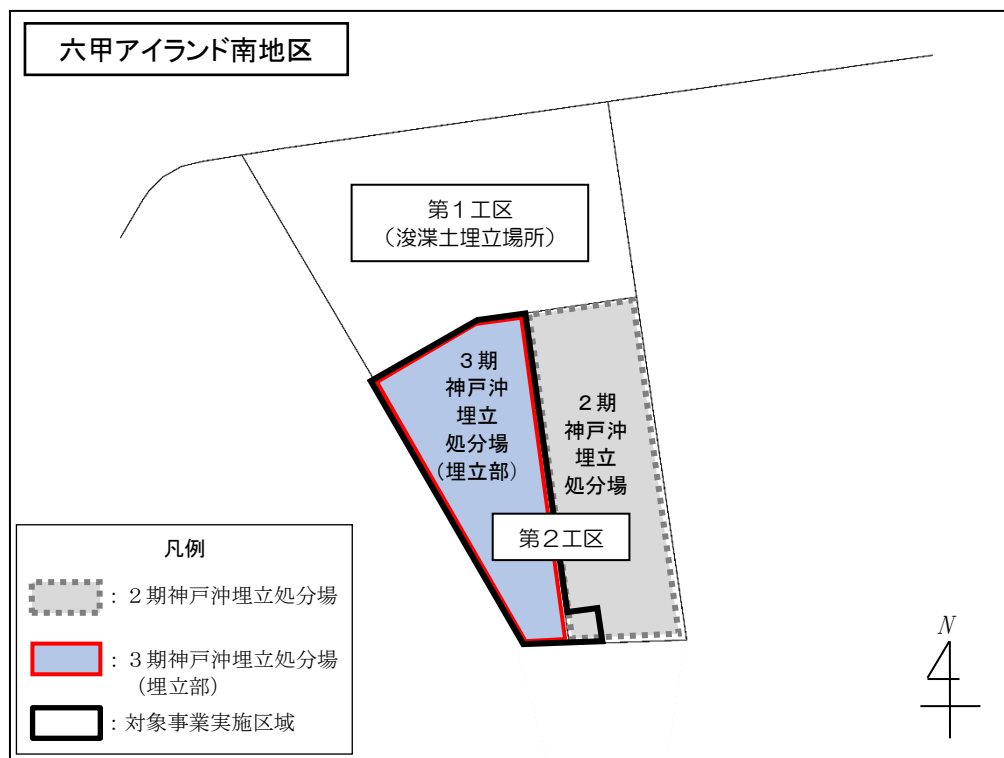
第 2.1.3-2 図 対象事業実施区域の位置（2）



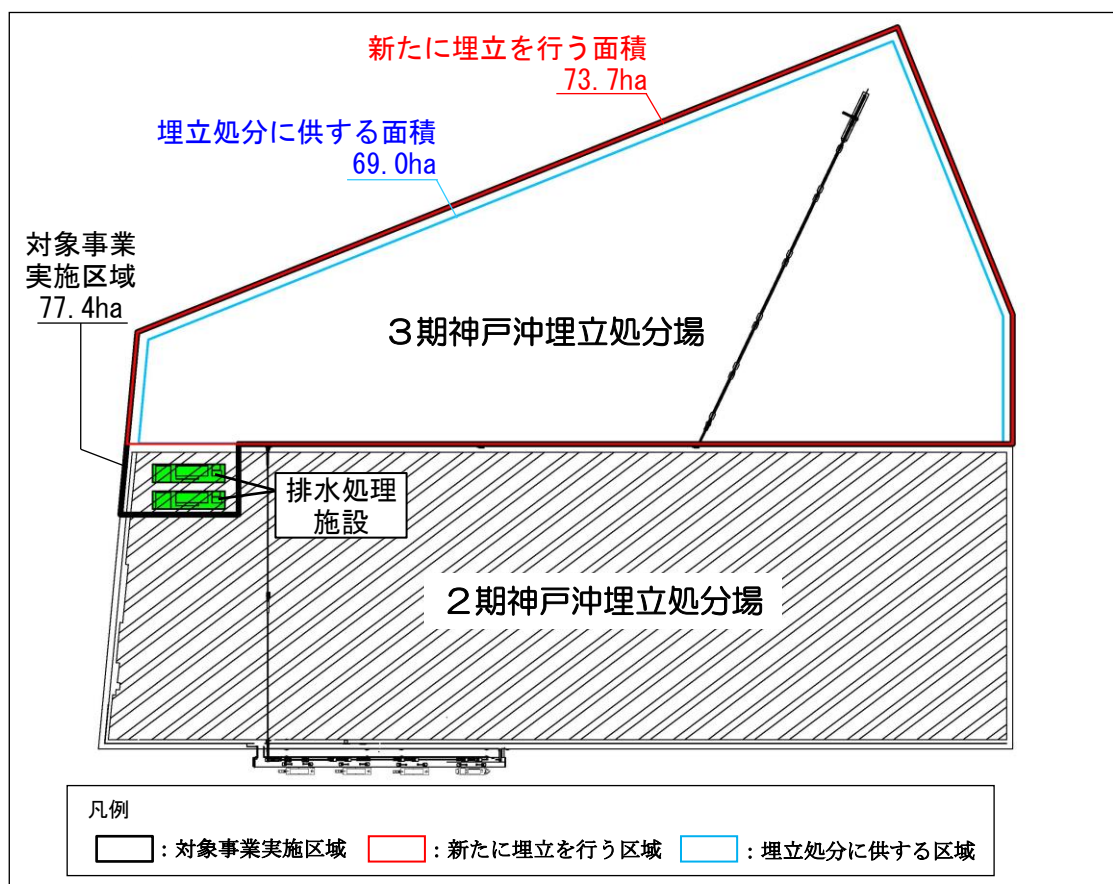
第 2. 1. 3-3 図 対象事業実施区域の航空写真（対象事業実施区域の位置）



第 2. 1. 3-4 図 対象事業実施区域の航空写真（2期神戸沖埋立処分場の位置）



第 2. 1. 3-5 図 対象事業実施区域の周囲の概況



第 2. 1. 3-6 図 対象事業実施区域の周囲の平面図

2.1.4 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立容量

埋立容量は第 2.1.4-1 表に示すとおりである。廃棄物等と覆土を併せた埋立容量の合計は、1,500 万 m³ である。

なお、これまでの計画段階環境配慮書及び環境影響評価方法書において、埋立容量は 1,200 万 m³ としていたが、遮水工の構造（矢板式からシート式へ変更）の見直しや 2 期神戸沖埋立処分場の状況も踏まえた廃棄物の圧縮等により、埋立容量を 1,500 万 m³ とした。

第 2.1.4-1 表 最終廃棄物の埋立容量

項目		合計
埋立容量		1,500 万 m ³
内訳	廃棄物等	1,140 万 m ³
	覆土	360 万 m ³

2.1.5 対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類

3 期神戸沖埋立処分場において処分する廃棄物の種類は、一般廃棄物及び産業廃棄物である。具体的な廃棄物の種類は第 2.1.6-1 表に示すとおりである。

なお、現行の 2 期神戸沖埋立処分場と同じ基準を満たす廃棄物のみを受け入れることとする。（参考資料 2 参照）

2.1.6 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立処分における計画の概要

廃棄物の埋立処分は、2 期神戸沖埋立処分場の埋立ての終了後に引き続き行うこととし、概ね 20 年程度の受入期間を予定している。

フェニックス圏域から発生する受入対象廃棄物は、排出事業者により既存の搬入施設まで陸上輸送され、搬入施設において受入検査を行った後に、船舶により神戸沖埋立処分場まで海上輸送し、揚陸施設により廃棄物を陸揚げした後に、埋立処分する。

埋立中は、平均海面より低い内水管理目標水位を設定して、保有水の外海への漏洩を防止し、埋立て等により生じた余水は、排水処理施設によって管理目標値を満たすように処理し、処理水は外海に放流する。

海上輸送、陸揚げ及び埋立てに当たっては、廃棄物の飛散防止等の対策を適切に実施する。

第 2.1.6-1 表 廃棄物等の種類

排出時の廃棄物等の種類		受入廃棄物の種類
(1) 一般廃棄物	① 可燃ごみ	・ 焼却灰 ・ ばいじん処理物
	② 不燃・粗大ごみ	・ 不燃ごみ ・ 焼却灰 ・ ばいじん処理物
	③ し尿処理汚泥	・ し尿処理の焼却灰 ・ ばいじん処理物
(2) 産業廃棄物	① 上水汚泥	・ 上水汚泥
	② 下水汚泥	・ 下水汚泥の焼却灰 ・ 下水汚泥のばいじん
	③ 燃え殻	・ 燃え殻
	④ 汚泥 (①と②を除く)	・ 汚泥 A ・ 汚泥 B ・ 燃え殻 ・ ばいじん
	⑤ 鉱さい	・ 鉱さい
	⑥ ばいじん	・ ばいじん
	⑦ 廃プラスチック類・ ゴムくず	・ 廃プラスチック類・ ゴムくず ・ 燃え殻 ・ ばいじん
	⑧ 金属くず・ガラスくず 及び陶磁器くず	・ 金属くず ・ ガラスくず及び陶磁器くず
	⑨ がれき類	・ がれき類
	⑩ シュレッダーダスト	・ シュレッダーダスト
	⑪ その他の産業廃棄物	・ その他の産業廃棄物
(3) 陸上残土		・ 陸上残土 A ・ 陸上残土 B

注：1. 汚泥Aは中間処理された建設残土とし、汚泥Bは汚泥A以外の汚泥とする。
2. 陸上残土A及び陸上残土Bの区分は、陸上残土に係る土質区分基準による。

2.2 対象事業の目的及び必要性

2.2.1 事業の目的

大阪湾圏域広域処理場整備事業（以下、「大阪湾フェニックス事業」という。）は、広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）（以下「広域センター法」という。）に基づき約 2 千万人が居住・生活する近畿 2 府 4 県 168 市町村の広域処理対象区域（以下「フェニックス圏域」という。）から発生する廃棄物を適正に埋立処分し、フェニックス圏域内の生活環境の保全を図り、あわせて埋立によってできた土地を活用して、港湾の秩序ある整備を図ることを目的としている。

大阪湾フェニックス事業は、全国で唯一、広域センター法に基づき実施されており、同圏域の 2 府 4 県知事、168 市町村長、4 港湾管理者で構成する大阪湾広域処理場整備促進協議会（以下、「促進協」という。）及び大阪湾広域臨海環境整備センター（以下、「大阪湾センター」という。）が連携し、およそ 40 年にわたり事業を推進してきた。

これまで 1 期事業として尼崎沖と泉大津沖、2 期事業として神戸沖と大阪沖の最終処分場を設置し、約 1.1 億トン（7,235 万 m^3 ）にものぼる廃棄物を、また、近年は、同圏域から発生する一般廃棄物の最終処分量の約 6 割、産業廃棄物の最終処分量の約 4 割を適正に埋立処分するとともに、平成 7 年の阪神・淡路大震災をはじめとする地震や風水害による災害廃棄物を受け入れ、被災地の早期復興に大きく貢献している。

フェニックス圏域の廃棄物の最終処分については、同圏域内の市町村等が設置する管理型最終処分場だけでは数が限られ、同圏域全体から発生する廃棄物を処理することは不可能であること、また、内陸部に広域処理を行うための最終処分場を設置することは困難であることなどから、引き続き、大阪湾フェニックス事業の海面埋立による最終処分場の確保が必要となっている。

現在、大阪湾センターが管理運営する 4 つの処分場における埋立進捗率は約 8 割に達し、埋立可能な残余容量は逼迫した状況にある。さらに、促進協からは、近年、頻発する地震・津波、風水害等の自然災害に加えて、不測の事態による一時的な廃棄物の受入中断に対する備えとして、2 処分場体制の維持を強く求められており、2 期事業（神戸沖・大阪沖埋立処分場）後の新たな海面埋立処分場の確保が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、今後とも引き続きフェニックス圏域で安定した廃棄物処理を行うため、現在、大阪湾センターでは、促進協において確認された「大阪湾フェニックス 3 期事業に関する基本的な事項」の趣旨に沿って促進協と連携し、次期 3 期事業の具体化を進めているところである。

【大阪湾フェニックス3期事業に関する基本的な事項[促進協:平成28年6月](抜粋)】

事業概要

(1) 3期処分場の計画容量

2期事業終了後20年間にフェニックス圏域から発生する廃棄物量に見合う容量を想定

(2) 事業を検討する港湾

- ・大阪湾フェニックス3期事業は、大阪港、神戸港で検討する。
- ・但し、現行の兵庫側広域処分場（神戸沖埋立処分場）での廃棄物受け入れの終了に合わせるため、上記のうち神戸港については、具体化に向けて必要な検討を先行して進める。

(3) 供用開始時期

神戸沖埋立処分場の廃棄物受け入れの終了に合わせて供用開始を想定

2.2.2 事業の必要性

1. 廃棄物処理の現況

近年は、3Rの推進等により最終処分量の減量化が進んできており、促進協においても、大阪湾フェニックス事業へ参画する圏域自治体全体としての減量化目標を平成22年度に設定、平成30年3月に更新しており、フェニックス圏域の最終処分量を令和2年度に平成24年度比で15%減とする一般廃棄物の減量化目標を設定し、積極的に取り組んでいる。

その一方で、大阪湾センターが管理運営する4つの処分場における埋立進捗率は約8割に達しており、平成29年度に同圏域自治体等の排出者を対象とした今後の計画物量調査をもとに将来の計画物量を推計した結果、2期神戸沖埋立処分場については、概ね15年後には廃棄物の受入が終了する見込みとなっている。

2. 最終処分場の必要性

(1) 3期神戸沖埋立処分場の整備

最終処分場の運営は、危機管理上の観点から、地震・津波、風水害等の自然災害に加えて、不測の事態による一時的な中断に対する備えが重要である。

直近においても、平成30年度の台風第20・第21号により、2期神戸沖埋立処分場が被災した際には、2期大阪沖埋立処分場への振り替えを行うことで、フェニックス圏域の市民生活や産業活動への影響を最小限に回避することができた。

そのため、大阪湾センターが運営する最終処分場については、2処分場体制により不測の事態に対するリダンダンシー（代替機能）を確保し、間断なく廃棄物の受入れができる体制を維持することが望ましいことから、2期神戸沖埋立処分場の廃棄物の受入終了に合わせて、3期神戸沖埋立処分場を整備する必要がある。

(2) 最終処分場を海面に求める理由

① 最終処分場の設置見込み

フェニックス圏域において焼却灰の受入可能な市町村等設置の管理型最終処分場は、平成 29 年に大阪湾センターが実施した調査で把握する範囲においては、令和 10 年度以降、9 施設になる見込みとなっており、これらの施設のみで同圏域全体から発生する廃棄物を処理することは不可能であり、新たな最終処分場の確保が必須である。

促進協が平成 24 年度にフェニックス圏域 168 市町村に対して、一般廃棄物の独自の埋立処分場設置に関し物理面（土地の利用）・法制面（土地の法規制）・財政面での可否について調査を実施したところ、全ての観点において「設置可」を選択した市町村はなかった（第 2.2.2-1 表）。

さらに、平成 29 年度に大阪湾センターが実施した計画物量調査をもとに将来物量を推計したところ、3R の推進等による減量化によって、一般廃棄物の排出量及び最終処分量については減少傾向にあったが、フェニックスに最終処分を委託する量（フェニックス依存度）は増加傾向にあった。

加えて、促進協が産業廃棄物の最終処分に関して調査検討したところ、フェニックス圏域においては、物理面、法制面から産業廃棄物最終処分場の設置が困難であり、公共が関与する大阪湾フェニックス事業により、産業廃棄物最終処分場を確保することが必要とされた。

第 2.2.2-1 表 独自埋立処分場設置の可否

（単位：団体）

観 点	設置可	設置不可	その他	計
①物理面（土地の利用）	17	145	6	168
②法制面（土地の法規制）	47	101	20	168
③財政面	6	146	16	168
④その他	1	130	37	168

注：①～④の観点全てにおいて『設置可』とした市町村数：0

①～④の観点全てにおいて『設置不可』とした市町村数：50

（出典）促進協アンケート結果(H24)

② 広域処理による適正かつ効率的な最終処分と災害廃棄物処理への対応

フェニックス圏域においては、同圏域内の市町村等において独自に処分場を設置することが困難なことから、スケールメリットがある広域処理により、埋立処分場設置コストのみならず、施設の維持管理コストを削減しつつ、適正に、かつ、効率的に最終処分を行うことが望ましい。また、広域処理により、市町村毎の最終処分場建設が不要となるため、内陸部の環境保全にも寄与することができる。さらに、広域処理のメリットを生かし、南海トラフ巨大地震等に備えることが可能になる。

③ 内陸部での用地確保の見通し

広域処理では、市町村独自処理と比較し、更に大規模な埋立処分場用地の確保が必要となるが、近畿2府4県の全体でみると、総面積27,351km²の48%が都市計画区域であり、この区域のうち19%が市街化区域であるなど土地の高度利用が進んでいる。さらにフェニックス圏域の面積は18,362km²、人口は19,998万人であり、人口密度(約1,089人/km²)は全国平均の約3倍と高密度であり、土地の高度利用が一層進んでいる。

また、京阪神という多量の廃棄物を排出する大消費地の近郊には、自然公園法に基づく瀬戸内海国立公園(兵庫県・和歌山県)等の国立公園、金剛生駒紀泉国定公園(大阪府・奈良県)等の国定公園、その他、府県立の自然公園等が多く存在しており、良好な自然環境が確保されている。山間部、農村地域においても、砂防法(砂防指定地他)、森林法(保安林)及び農業振興地域の整備に関する法律等に基づいて、土地の自由使用を規制された地域が多数ある。

このため、フェニックス圏域の内陸部で十分な用地を確保するのは困難である。

さらに、以上のように、2期事業終了後、フェニックス圏域から発生する廃棄物を適正に処分するためには、市町村を超えた広域処理を行う必要があるが、近畿地方の内陸部に設置することは現実的ではない。近畿圏の多量排出事業者が臨海部に集中して所在していることも踏まえると、フェニックス圏域においては、周辺環境の影響が回避・低減できるよう十分配慮した上で、引き続き大阪湾フェニックス事業の海面埋立てによる最終処分場を確保する必要がある。

(3) 大阪湾内における検討

瀬戸内海環境保全特別措置法では、瀬戸内海における埋立ては自然と人々の生活が調和した多面的価値を有するなどの瀬戸内海の特殊性に十分配慮しなければならないとされている。

また、「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針」によれば、瀬戸内海における埋立ては厳に抑制すべきであるとされており、やむを得ない場合においても周辺環境への影響が回避・低減できるよう十分配慮されたものでなければならないとされている。

広域センター法に基づき、大阪湾フェニックス事業として最終処分場の設置が可能な港湾（広域処理場整備対象港湾）は、現在は大阪港、堺泉北港、神戸港及び尼崎西宮芦屋港の4港湾が指定されている。

これら4港湾において、瀬戸内海環境保全特別措置法の趣旨を踏まえて、過去における環境影響評価の実施状況、公有水面埋立免許の取得状況、施工状況等を勘案し、新たな公有水面埋立免許を取得することなく大阪湾フェニックス事業の埋立処分場として確保可能な候補地として、大阪港・神戸港が選定された。

(4) 神戸港における位置及び規模

促進協において、大阪湾フェニックス3期事業は大阪港、神戸港で検討することとし、このうち、2期神戸沖埋立処分場での廃棄物受入れの終了に合わせて、神戸港について具体化に向けての必要な検討を先行して進めることとされたことから、神戸港内の候補地の検討を行った。

神戸港内の候補地としては、「六甲アイランド南建設事業」として、運輸省、厚生省、兵庫県及び神戸市の環境影響評価要綱等に基づいて環境影響評価を行い、平成9年12月に公有水面埋立免許を取得し着工した区域のうち、陸上残土等による埋立てを計画していた未施工の部分（兵庫県神戸市東灘区向洋町地先の六甲アイランド南地区第2工区内）が唯一の候補地であり、神戸港内には他に公有水面埋立免許を取得した未施工の区域はなかった。

また、対象事業実施区域（77.4ha）のうち護岸等の区域を除いた埋立処分の用に供される場所の面積（69.0ha）及び水深（15m程度）から試算した埋立可能容量は1,500万 m^3 である

(5) 2期神戸沖埋立処分場の受入終了後、大阪湾フェニックス事業が受け入れる必要がある廃棄物量の推計

廃棄物の最終処分場については、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月21日環境省告示7号）」において、今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標として、「平成25年3月31日現在の一般廃棄物の最終処分場の残余年数は19.7年であり、この水準を維持するものとする。」とされている。

平成29年度に大阪湾センターが圏域自治体等の排出者を対象に今後の計画物量調査を実施し、その結果をもとに将来の計画物量を推計したところ、2期神戸沖埋立処分場の受入終了後20年間に大阪湾フェニックス事業が受け入れる必要がある廃棄物の量は、覆土量を含めて1,840万 m^3 であった。（第2.2.2-2表）。これに対し、3期神戸沖埋立処分場においては、1,500万 m^3 の埋立容量を確保する計画とする。

第 2. 2. 2-2 表 廃棄物等の将来予測に基づく必要容量（平成 29 年度計画物量調査）

[単位：万 m³／20 年]

区分	一般廃棄物	上下水汚泥	産業廃棄物 (上下水汚泥を除く)	陸上残土等	計
容量	830	180	280	550	1, 840

注： 陸上残土等については、覆土等に必要な量を想定している。

2.3 施工計画

2.3.1 対象最終処分場事業に設置する施設

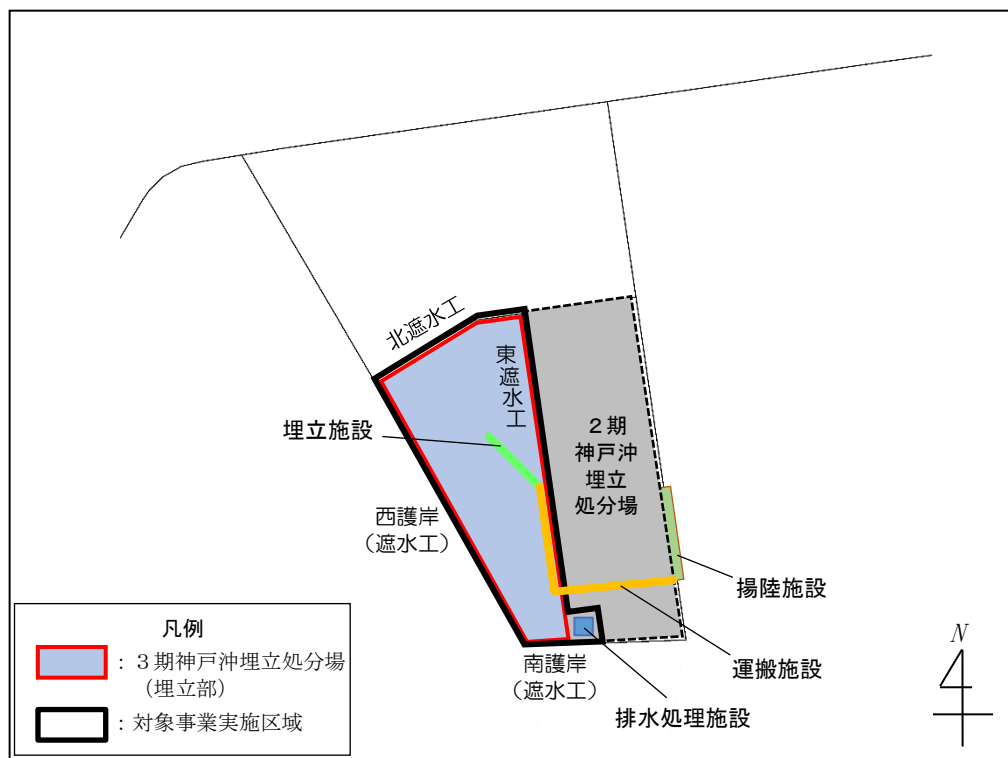
1. 設置する施設

3期神戸沖埋立処分場に設置する施設の一覧を第2.3.1-1表に、施設の配置図を第2.3.1-1図に示す。

事業の実施に伴い、廃棄物埋立地、護岸等（北側と東側は遮水工のみ）及び排水処理施設等を設ける。また、埋立地の側面には遮水工を施工し、内水が外部に漏出しない構造とする。2期神戸沖埋立処分場の既設の揚陸施設を継続して使用することとし、揚陸施設から3期神戸沖埋立処分場へ廃棄物等を運搬するために2期神戸沖埋立処分場内には運搬施設を設置する。

第2.3.1-1表 施設一覧

施設名	施設の概要
護岸（遮水工） ※東面、北面は遮水工のみ	埋立地内の浸出液の海域への漏出を防止する
排水処理施設	埋立地から生じた浸出液を処理する
揚陸施設	廃棄物等を陸揚げする
運搬施設	廃棄物等を揚陸施設から3期神戸沖埋立処分場へ運搬する
埋立施設	廃棄物等を埋立する



第2.3.1-1図 施設の配置計画

2. 施設の詳細

(1) 護岸

事業対象となる施設の護岸は「管理型廃棄物埋立護岸」であり、「港湾の施設の技術上の基準」（平成 30 年 5 月）及び「管理型廃棄物埋立護岸設計・施工・管理マニュアル（改訂版）」（平成 20 年 8 月）に基づき設計した。

要求性能は、次のとおり設定した。

- 自重、土圧、変動波浪、レベル 1 地震動※等の作用による損傷等が廃棄物埋立護岸の機能を損なわず継続して使用できる使用性に加え、津波、偶発波浪、レベル 2 地震動※等の作用による損傷等が、当該埋立護岸の構造の安定に重大な影響を及ぼさない安全性を保有していること。
- レベル 1 地震動及びレベル 2 地震動の作用時に、内部の廃棄物が流出しない等の機能を有していることに加え、廃棄物埋立護岸内部の保有水等が外部に漏れ出さないように所要の遮水性能を保有していること。

※「地震動」とは、地震によって発生する揺れのことであり、構造物の耐震設計に用いる入力地震動は、強さのレベルにより“レベル 1 地震動”と“レベル 2 地震動”の 2 つに分けられる。

- ・レベル 1 地震動：対象施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の設計供用期間に発生する可能性の高い地震動
- ・レベル 2 地震動：対象施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有する地震動
 - ・直下型：兵庫県南部地震観測波
 - ・海溝型：東海・東南海・南海地震動、南海トラフ巨大地震動

西護岸及び南護岸の構造は、その有用性（周辺地域の実績や経済性）等が確認されている捨石傾斜堤式護岸を計画している。また、護岸の滑り破壊及び沈下防止、支持力増大を目的として地盤改良を計画している。

事業対象区域における海底地盤は海成粘性土層となるが、2 期神戸沖埋立処分場では護岸工事開始後から継続的に沈下量を実測し、圧密定数の検証や将来予測沈下量を検討しており、これらの結果を参考として設計する。

① 護岸天端高

北遮水工と東遮水工は、廃棄物受入時には西護岸及び南護岸により閉鎖された海域に接することとなるため、廃棄物受入時の内水位の天端高を確保すればよい。よって、埋立地盤高（K.P.（神戸港基準面）＋5.00m）を計画天端高とした。

西護岸及び南護岸は廃棄物埋立護岸であり、護岸施工完了後（廃棄物受入れの開始時点）より供用が開始されることとなる。その段階で異常波浪による処分場内への越波水等により、内部保有水が外部に浸出しないよう、当該護岸の天端高を設定する必要がある。従って、護岸天端高は、今後、恒久的に護岸として供用することを踏まえ、平成30年の台風第21号と同等以上の波浪に対する許容越波流量（ $0.02\text{m}^3/\text{m}/\text{s}$ ）より設定している。第2.3.1-2表に護岸の天端高を示す。

第2.3.1-2表 護岸等の計画天端高

護岸等名	計画天端高 [K.P.]
北遮水工	K.P.+5.00m
西護岸	K.P.+7.30m
南護岸	K.P.+7.90m
東遮水工	K.P.+5.00m

なお、南海トラフ巨大地震における津波浸水結果（神戸市実施）に対しても、安全な高さが確保されていることを確認している。

② 遮水工（シート式）

遮水構造については、当センターで設置・運営している埋立処分場の遮水構造が矢板式であることから、3期神戸沖埋立処分場でも同様に施工することとし、環境影響評価方法書までは「矢板式」と記載していたが、施工性（既存護岸沿いの矢板打設の困難性など）や経済性などの各種要件を比較したうえ最適な護岸遮水構造を検討した結果、総合的に「シート式」が優位と判断し、採用することとした。

遮水シートは、法令等の基準を満たす遮水の効力を有するものとし、法令等で定める基準に従い設計・施工する。なお、遮水シートの材質は、合成ゴム系又は合成樹脂系を想定しており、また、万が一、損傷を受けた場合を想定して、法令等によるフェイルセーフ（安全装置）の考え方から、遮水シートを二重とする。施工にあたっては、有資格者が管理を行う等、接合や敷設を確実に実施することとする。（参考資料3参照）

③ 地盤改良工

護岸築造にあたっては、周辺の海底地盤の状況から軟弱地盤層の存在が確認されていることから、護岸の滑り破壊及び沈下防止、支持力増大を目的とした地盤改良を計画している。

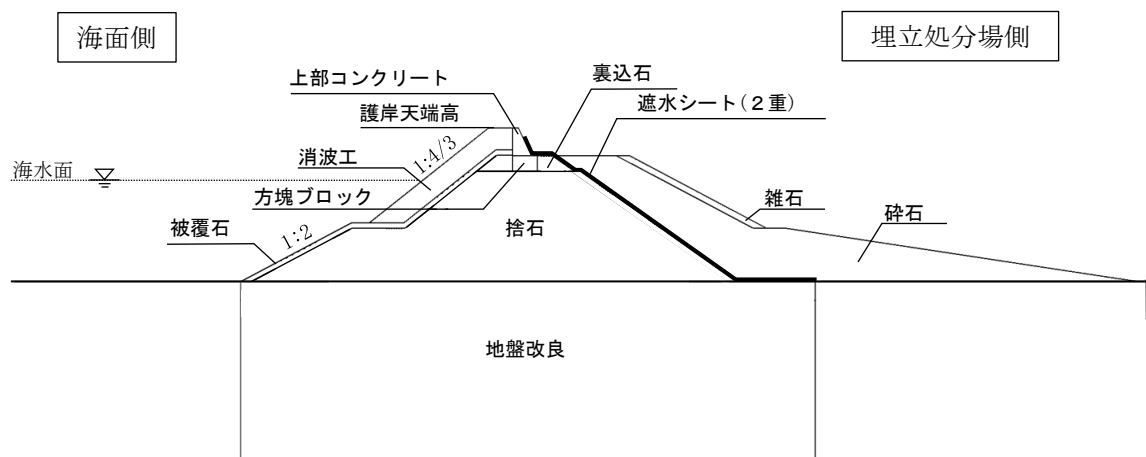
④ 護岸の形状

護岸の断面図を第 2.3.1-2 図に示す。

西護岸と南護岸の形状は、これまでの周辺地域の実績や経済性といった有用性から、捨石傾斜堤式護岸を計画している。傾斜護岸ののり勾配は「1:1 以上」の確保を目指し、消波ブロック部を「1:4/3」に、被覆石部を「1:2」に設計する。

当該護岸の施工において大型重機（作業船）の使用が比較的少ないことから大気質などに係る環境負荷が少なく、また、海生生物の生息環境の保全・創造に効果があるなどの利点もある。

注：各護岸の位置は第 2.3.1-1 図のとおりである。



第 2.3.1-2 図 護岸の断面図

(2) 排水処理施設

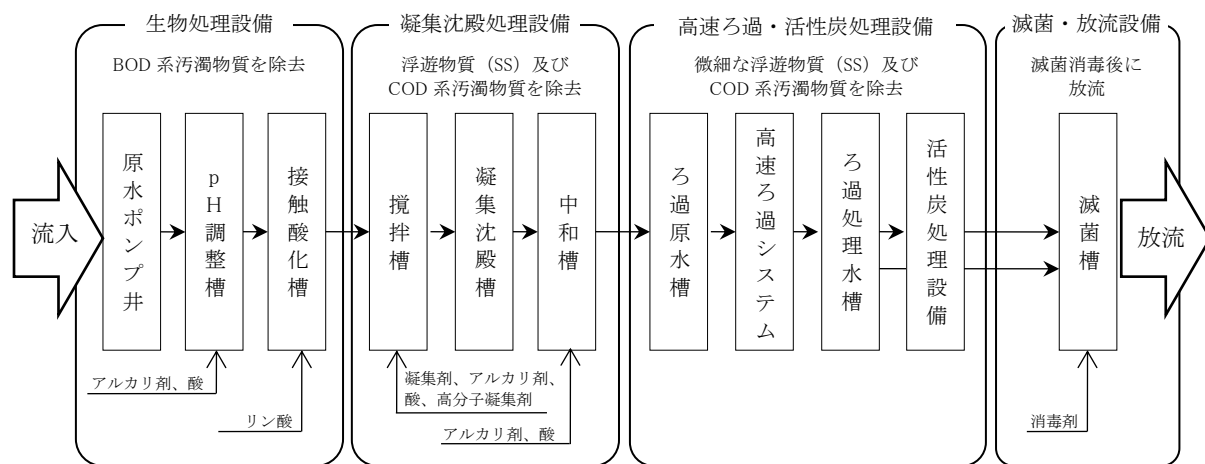
排水処理施設は、経済性、効率性及び水処理の安定性を考慮し、2期神戸沖埋立処分場と3期神戸沖埋立処分場から発生する浸出液を合わせて処理する施設を新たに設置する。

排水処理施設における排水処理のフローを第2.3.1-3図に示す。排水処理施設では、浸出液（内水）に対し、生物処理、凝集沈殿処理、高速ろ過・活性炭処理及び滅菌消毒を行い、処理水を放流水の水質に係る管理目標値に適合するように処理してから海域に放流する。1日あたりの処理能力は、2期神戸沖埋立処分場と3期神戸沖埋立処分場から発生する浸出液を合同処理することから、計画処理水量として最大13,000m³/日（3期神戸沖埋立処分場の埋立終了時点）としている。

設備は段階的に整備することとし、埋立処分中は内水の水質を適切に監視する。COD（化学的酸素要求量）やT-N（全窒素）などの放流水の水質が管理目標値を満たさないおそれがある場合には、処理能力の増強等を行って対応する。

放流水の水質は、2期神戸沖埋立処分場と同様に、水質に係る管理目標値を満足するように管理する。管理目標値は、「廃棄物処理法」で定められる排水基準に準拠するが、CODやSS（浮遊物質）などの水質項目の一部に対しては更に厳しい基準を設定する。それらの具体的な管理目標値の考え方及び設定値は第2.3.1-3表～第2.3.1-5表のとおりである。放流水の水質は常時監視し、水質が管理目標値を満たさない場合には放流水は海域に放流せず、再び処理施設で環流させて再処理する。

排水処理施設は2期神戸沖埋立処分場内の南西側角地に設置し、処理水を排出する排出口の位置は、その南側の護岸に面する海域の表層とする。



第2.3.1-3図 排水処理フロー

(3) 放流水の管理目標値

廃棄物受入時の海域への放流水の水質に係る管理目標値は、第 2.3.1-3 表に基づき設定した。放流水の水質に係る主な管理目標値と準拠した排水基準の比較を第 2.3.1-4 表に、放流水の水質に係るすべての管理目標値を第 2.3.1-5 表に示す。

第 2.3.1-4 表に示すとおり、COD、SS、T-N、T-P（全磷）の 4 項目は最終処分基準省令に定められた排水基準に上乗せした値を設定している。なお、T-N 及び T-P については、管理目標値を 2 期神戸沖埋立処分場の放流水の管理目標値（2 期神戸沖埋立処分場に係る環境影響評価手続では“環境保全目標”と表記している）から変更した。

なお、管理目標値は、事業者が事業を実施するにあたり環境保全目標を達成するために設定する値である。ここで、環境保全目標とは、本事業により自然・社会環境の改変が地域に加えられることに先がけて地域において保全されるべき環境の質と水準であり、かつ、環境影響評価における重要な評価基準として用いるものである。詳しくは「2.4 環境保全目標」に示す。

第 2.3.1-3 表 管理目標値の考え方

pH、大腸菌群数、 n-ヘキサン抽出物質、 有害物質及び特殊項目	「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 3 月総・厚令第 1）別表 1 の排水基準に準拠
COD、SS、T-N、T-P	「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」の放流水質基準（管理型）に準拠
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法の水質排出基準に準拠

第 2.3.1-4 表 放流水の水質に係る主な管理目標値と準拠した排水基準の比較

項目	3 期神戸沖埋立処分場の管理目標値	「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」の放流水質基準	廃棄物処理法の排水基準	(参考) 2 期神戸沖埋立処分場の管理目標値
pH	5.0～9.0	5.0～9.0（海域）	5.0～9.0（海域）	5.0～9.0
COD	30mg/L 以下	30mg/L 以下	90mg/L 以下	30mg/L 以下
SS	40mg/L 以下	40mg/L 以下	60mg/L 以下	40mg/L 以下
T-N	60mg/L 以下	60mg/L 以下	120mg/L 以下 （日間平均 60mg/L 以下）	30mg/L 以下
T-P	8mg/L 以下	8mg/L 以下	16mg/L 以下 （日間平均 8mg/L 以下）	4mg/L 以下

第 2.3.1-5 表 放流水の水質に係る管理目標値

項目		管理目標値
有害物質による汚染状態	カドミウム	0.03 mg/L 以下
	シアン化合物	1 mg/L 以下
	有機燐化合物	1 mg/L 以下
	鉛	0.1 mg/L 以下
	六価クロム	0.5 mg/L 以下
	砒素	0.1 mg/L 以下
	総水銀	0.005 mg/L 以下
	アルキル水銀	検出されないこと
	PCB	0.003 mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
	チウラム	0.06 mg/L 以下
	シマジン	0.03 mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
	ベンゼン	0.1 mg/L 以下
	セレン	0.1 mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	10 mg/L 以下
	ほう素	230 mg/L 以下
	NH4-N、アンモニウム化合物、NO2-N、及び NO3-N	200 mg/L 以下
化学的酸素要求量その他の汚染状態	pH	5.0～9.0（海域）
	COD	30 mg/L 以下
	SS	40 mg/L 以下
	n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）	5 mg/L 以下
	n-ヘキサン抽出物質（動植物油類）	30 mg/L 以下
	フェノール類	5 mg/L 以下
	銅	3 mg/L 以下
	亜鉛	2 mg/L 以下
	溶解性鉄	10 mg/L 以下
	溶解性マンガン	10 mg/L 以下
	クロム	2 mg/L 以下
	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
	T-N	60 mg/L 以下
	T-P	8 mg/L 以下
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

(4) 揚陸・埋立施設

揚陸施設は、2期神戸沖埋立処分場の既設揚陸施設を継続使用する。揚陸施設の設置場所を第2.3.1-4図に示す。

揚陸した廃棄物等は運搬施設（ベルトコンベア）で3期神戸沖埋立処分場まで運搬し、埋立処分する。



注：運搬施設（経路）はイメージを示す。

第2.3.1-4図 揚陸施設及び運搬施設の設置場所

2.3.2 対象最終処分場事業の工事計画

1. 工事の概要

埋立に関する工事として施工する工作物の構造及び工事の施工方法は、平成9年に取得されている公有水面埋立免許によることを基本とし、埋立用材が陸上残土等から廃棄物に変更となることに伴う必要な措置を行う。

廃棄物処理法及び「管理型廃棄物埋立護岸 設計・施工・管理マニュアル（改訂版）」（平成20年8月）に準拠し、埋立処分場からの浸出液による公共用水域の汚染を防止するため、外郭の護岸の築造と並行する内側に遮水シートを設置する。また、埋立処分場内の内水を浄化して放流する排水処理施設、海上輸送した廃棄物を運搬する運搬施設などの施設の建設等の工事を行う。

2. 工事工程計画

3期神戸沖埋立処分場の設置に関する工事の実施工程を第2.3.2-1表に示す。

工事は、まず埋立処分場の周囲に遮水工を含む護岸を施工し、運搬道路、排水処理施設を設置する。護岸の工事期間は概ね8年程度とする。揚陸施設は隣接する2期神戸沖埋立処分場の施設を本事業用に転用し、継続使用する。

排水処理施設は、段階ごとに設置する。護岸の工事完了までの5か年でまず処理能力6,500 m³/日規模の1基目を設置し、その数年後又は十数年後に浸出液の発生量の増加を確認しながら、必要に応じて排水処理施設を増設する。

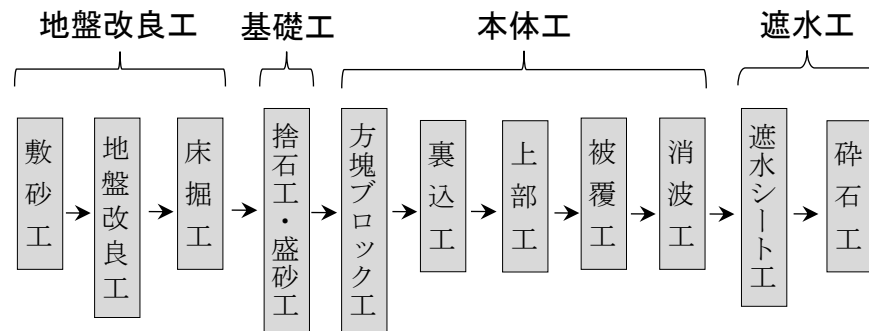
3期神戸沖埋立処分場の埋立期間は概ね20年程度を計画するが、その間、施設の維持管理等の工事を必要に応じて実施する。

第2.3.2-1表 工事の実施工程

年次		1	2	3	4	5	6	7	8	24	25	26	27	28
工種	廃棄物埋立護岸													
	地盤改良工													
	基礎工													
	本体工													
排水処理施設	遮水工													
	排水処理施設													
揚陸・運搬施設														

3. 護岸工事

廃棄物埋立護岸の工事では、地盤改良工、基礎工、本体工及び遮水工を施工する。これらの施工のフローは第 2.3.2-1 図に示すとおりである。



第 2.3.2-1 図 護岸工事の施工フロー

2.3.3 廃棄物の運搬、揚陸及び埋立方法

1. 神戸沖埋立処分場までの廃棄物の運搬方法

陸上の搬出基地から神戸沖埋立処分場までは、廃棄物運搬船を用いて廃棄物を輸送する。廃棄物運搬船には、押船式バージ船及び自航運搬船を用いる。

運航のサイクルは、運航管理及び施設稼働の効率化を考慮し通常は定時運航方式とするが、海上交通に及ぼす影響を軽減するため、運航回数を可能な限り減ずるよう配慮する。

2. 揚陸方法

廃棄物の揚陸は、2期神戸沖埋立処分場の東護岸に整備している揚陸栈橋から行う。揚陸栈橋は、現在は2期神戸沖埋立処分場の埋立のための施設であるが、2期神戸沖埋立処分場における埋立終了後も3期神戸沖埋立処分場の埋立のために継続して使用する。

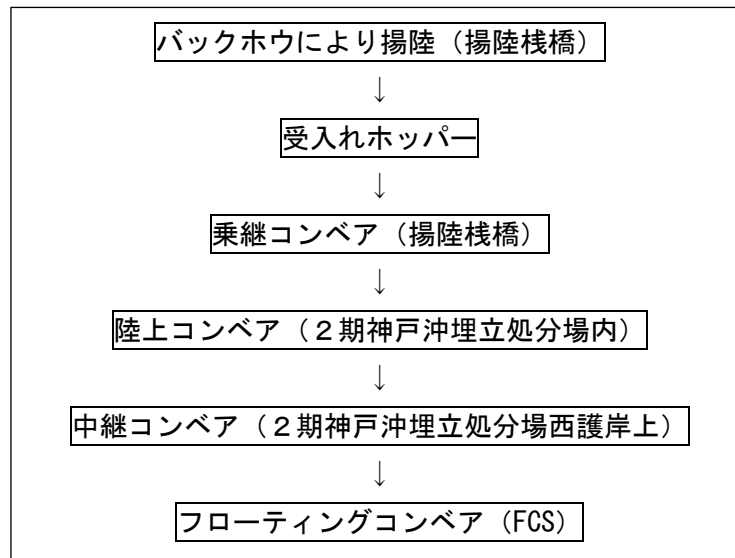
廃棄物の揚陸は、現行と同じく揚陸栈橋に配置したバックハウ（揚陸クレーン）によって廃棄物運搬船から廃棄物をすくい上げることにより行う。

3. 運搬方法

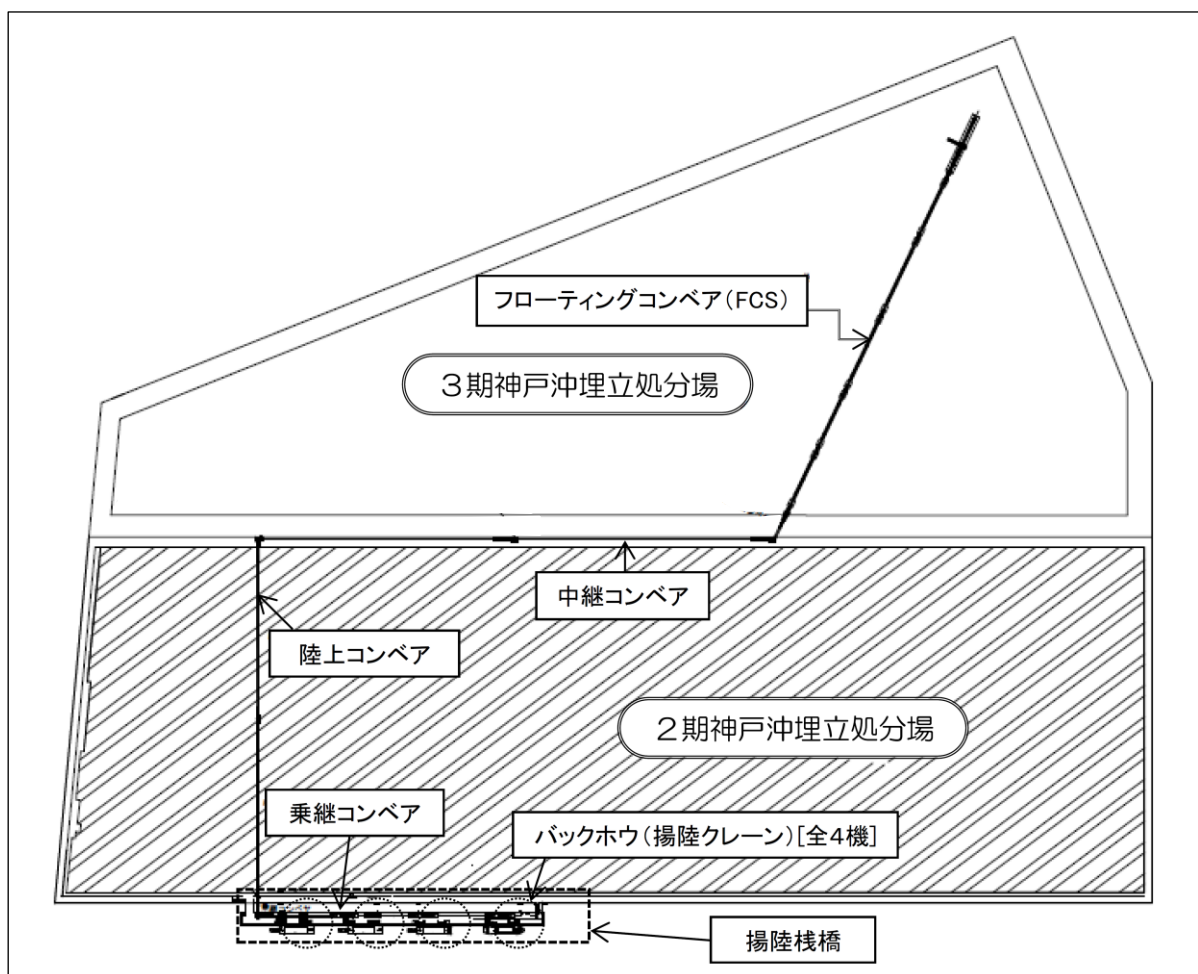
揚陸場所から埋立場所付近までの廃棄物の運搬方法は、ベルトコンベヤ方式とする。揚陸から埋立処分場までの運搬フローを第 2.3.3-1 図に、揚陸場所から埋立処分場所までの運搬経路を第 2.3.3-2 図に示す。

揚陸した廃棄物は直ちにベルトコンベア上の受入れホッパーに投入し、ホッパーから栈橋上を乗継ベルトコンベアで、2期神戸沖埋立処分場内を陸上ベルトコンベアで、そして3期神戸沖埋立処分場内の内水面上に浮かぶフローティングコンベア（FCS）までは2期神戸沖埋立処分場の西護岸上に整備した中継ベルトコンベアにより運搬する。ただし、埋め立てた廃棄物の上面が内水面の高さを上回り、フローティングコンベア（FCS）を使用できない場合は、フローティングコンベア（FCS）の区間はダンプトラックによる運搬を行う。

各ベルトコンベアは全体を囲いで覆い、廃棄物の飛散防止に努める。



第 2.3.3-1 図 揚陸～埋立処分までの運搬フロー



第 2.3.3-2 図 揚陸場所から埋立処分場所までの運搬経路

4. 埋立方法

廃棄物の埋立は、フローティングコンベア（FCS）または片押し工法という２種類の方法を用いる。埋立期間中の埋立方法の推移を第 2.3.3-1 表に、埋立方法のイメージを第 2.3.3-2 表に示す。

約 20 年間の埋立期間のうち、埋立開始後の 17 年間はベルトコンベア及びフローティングコンベア（FCS）によって埋立場所まで運搬した廃棄物を、FCS 先端のスプレッドコンベアから水中に投入することにより行う。

その後、埋立面の上昇に伴って内水面が消失・陸地化しフローティングコンベア（FCS）が使用できない３年間は、ベルトコンベアにより運搬した廃棄物をブルドーザ等による片押し工法により埋立・整地する。

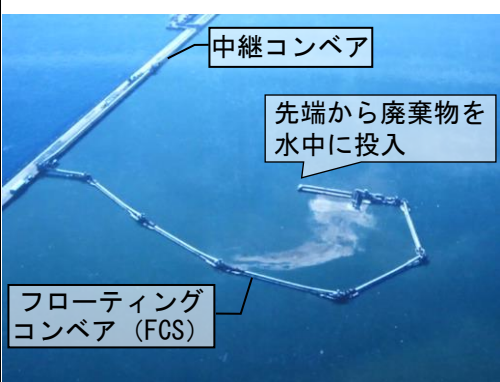
埋立最上段部には法定覆土（50cm）よりさらに厚い覆土（厚覆土）を施工する。

なお、後述する「第 11 章環境影響評価の結果」においては、フローティングコンベア（FCS）を使用する埋立開始後の 17 年間の「埋立期間①」、内水面が陸地化したのち片押し工法を用いる３年間の「埋立期間②」という。

第 2.3.3-1 表 埋立期間中の埋立方法の推移

年次 埋立方法	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	備考
フローティングコンベア（FCS）																					KP+2.0m 迄
片押し工法																					

第 2.3.3-2 表 埋立方法のイメージ

方法	フローティングコンベア（FCS）	片押し工法
期間	1～17 年次の 17 年間[埋立期間①]	18～20 年次の 3 年間[埋立期間②]
イメージ		

2.4 環境保全目標

本事業により自然・社会環境の改変が地域に加えられることに先がけて、地域において保全されるべき環境の質と水準を位置付ける大気質、騒音、及び周辺海域の水質などの環境保全目標は、2期神戸沖埋立処分場における環境保全目標と同等の値を設定した。

これらの環境保全目標を第2.4-1表～第2.4-6表に示す。

第2.4-1表 大気質に係る環境保全目標

物質	基準値
SO ₂	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること
NO ₂	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること
SPM	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
粉じん	周辺の住民等に粉じんによる著しい影響を及ぼさないこと

(備考)

- SO₂、NO₂及び SPM は環境基本法に基づく大気の汚染に係る環境基準に準拠する
- 粉じんにかかる環境保全目標の適合状況は、環境の保全と創造に関する条例(兵庫県)に定めるその他の粉じんの排出基準である“敷地境界線上濃度 1.5mg/m³ 以下”との比較により確認する

第2.4-2表 騒音に係る環境保全目標

大部分の地域住民が日常生活において支障がないこと

(備考)

環境保全目標の適合状況は騒音規正法に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準“騒音レベルの 90%レンジの上端値が 85dB を超えないこと”との比較により確認する

第2.4-3表 (1) 周辺海域の水質に係る環境保全目標 その1

項目	B 類型/Ⅲ類型	C 類型/Ⅳ類型
pH	7.8 以上 8.3 以下	7.0 以上 8.3 以下
COD	3mg/L 以下	8mg/L 以下
DO	5mg/L 以上	2mg/L 以上
n-ヘキサン抽出物質	検出されないこと	—
T-N	0.6mg/L 以下	1mg/L 以下
T-P	0.05mg/L 以下	0.09mg/L 以下

(備考)

- 環境基本法に基づく水質の汚濁にかかる環境基準に準拠する
- 水域類型は「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」(平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号)の一部改正について平成 25 年 6 月 5 日付けで告示

第 2.4-3 表 (2) 周辺海域の水質に係る環境保全目標 その 2
一般項目及び生活環境項目 (海域特性値)

項目	海域特性値	
SS	夏季以外	8 mg/L 以下
	夏季 (7・8月)	11 mg/L 以下
pH	B 類型	7.8 以上 8.7 以下
	C 類型	7.0 以上 8.7 以下
COD	B 類型	5.6 mg/L 以下
	C 類型	8.0 mg/L 以下
DO	B 類型	5.0 mg/L 以上
	C 類型	2.0 mg/L 以上
T-N	Ⅲ類型	0.89 mg/L 以下
	Ⅳ類型	1.0 mg/L 以下
T-P	Ⅲ類型	0.10 mg/L 以下
	Ⅳ類型	0.12 mg/L 以下
n-ヘキサン 抽出物質	B 類型	検出されないこと
	C 類型	検出されないこと

(備考)

- ・上表に示した「海域特性値」とは、「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」において水質監視の目安の一つとして、独自に設定している値である
- ・海域特性値は、当該施工区域周辺海域が比較的富栄養化した海域であり、植物プランクトンの増殖等による影響を受けやすく、自然要因による変動が大きいことを勘案して、設定している(設定方法については参考資料 1.6 参照)

第 2.4-3 表 (3) 周辺海域の水質に係る環境保全目標 その 3

健康項目

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素 (NO ₃ -N) 及び 亜硝酸性窒素 (NO ₂ -N)	10 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(備考)

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする

第 2.4-4 表 底質に係る環境保全目標

底質の悪化を招かないこと

(備考)

環境保全目標の適合状況については「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物にかかる判定基準を定める省令」の水底土砂に係る判定基準値との比較により確認する

第 2.4-5 表 悪臭に係る環境保全目標

市民が不快な臭いをほとんど感じない生活環境であること

(備考)

対象事業区域は「悪臭防止法による規制地域等(平成 24 年 10 月 2 日神戸市告示第 423 号)」における第 3 種区域である臨港地域に類似すると考えられるため、環境保全目標の適合状況については第 3 種区域の規制基準と比較することで確認する

第 2.4-6 表 植物・動物に係る環境保全目標

対象事業が実施される水域において生態系に著しい影響を与えないこと

(備考)

本事業の工事着手前と工事着手後と比較することで確認する

2.5 その他対象最終処分場事業に関する事項

1. 大阪湾フェニックス事業について

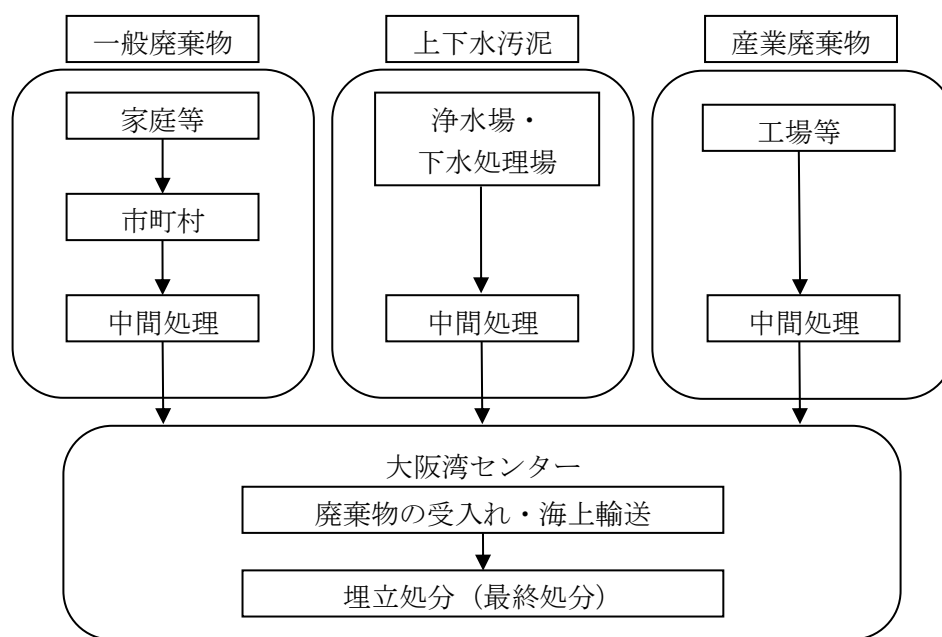
(1) 大阪湾フェニックス事業の概要

近畿地方の大阪湾沿岸を中心とした都市部では、人口が密集し高度な土地利用がなされているため、個々の地方公共団体や事業者が長期的かつ安定的に利用できる廃棄物最終処分場を整備することは極めて困難な状況にあった。このような状況を打開し、廃棄物の適正処理の推進を図るため、市町村はもとより、府県の区域を越えて広域的に廃棄物の処分を行う最終処分場を海面に確保するよう、各地方公共団体や産業界等から要請があった。

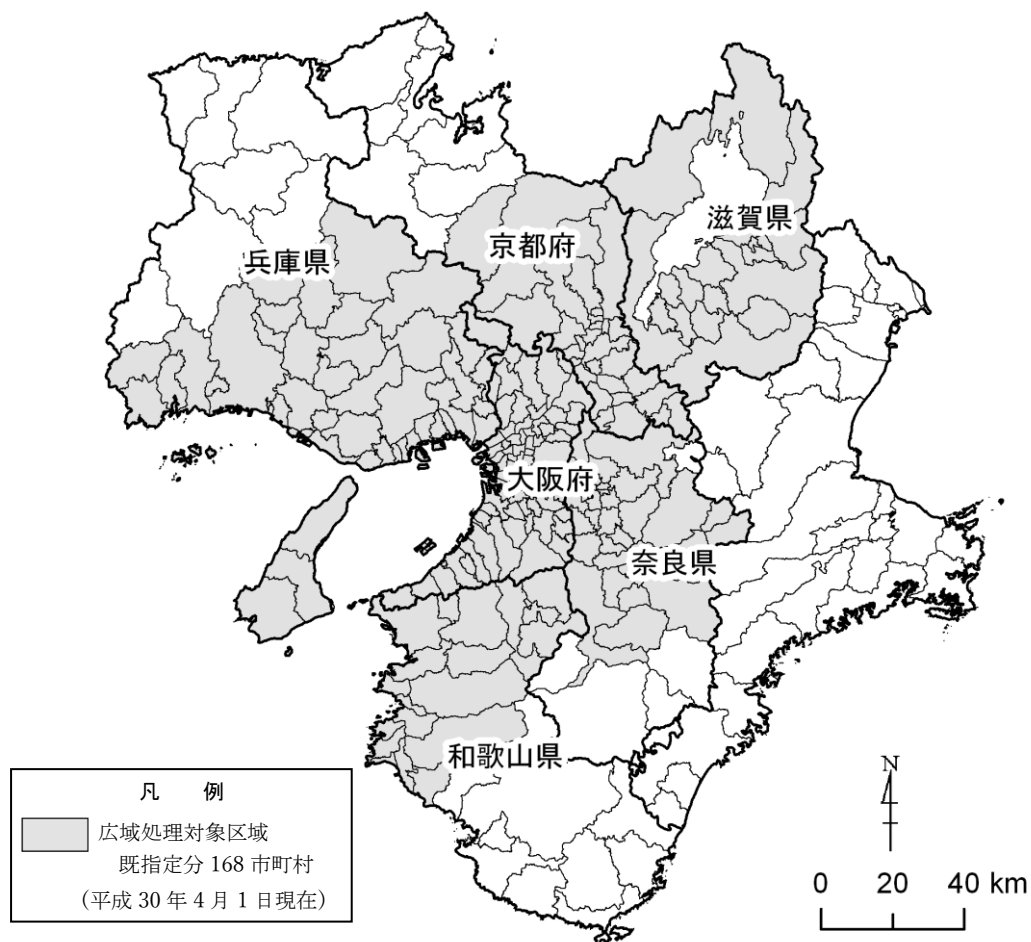
一方、大阪湾内の各港湾においては、港湾機能及び都市機能の整備拡充を図る必要があることから、埋立てによる新たな用地の確保が求められていた。

大都市におけるこのような要請に対処するため、長期・安定的に広域の廃棄物を処理するといった観点から海面に最終処分場を確保し、埋め立てた土地を活用する「フェニックス計画」が運輸省・厚生省により計画され、昭和 56 年に広域センター法が制定された。

大阪湾フェニックス事業は、同法に基づき設立された大阪湾センターが最終処分場を設置し、フェニックス圏域から発生する廃棄物の広域的な処理を行うものである。



第 2.5-1 図 大阪湾フェニックス事業における廃棄物埋立処分フローの概略



第 2.5-2 図 フェニックス圏域（2 府 4 県 168 市町村）

(2) 大阪湾フェニックス事業の業務内容(広域センター法第 19 条)

- 港湾管理者からの委託業務
 - 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理
 - 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成
- 地方公共団体からの委託業務
 - 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理
 - 一般廃棄物等による海面埋立て
 - 前に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理
- 産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理、産業廃棄物による海面埋立て
- 前の 3 つの業務に附帯する業務

(3) 大阪湾フェニックス事業の実績

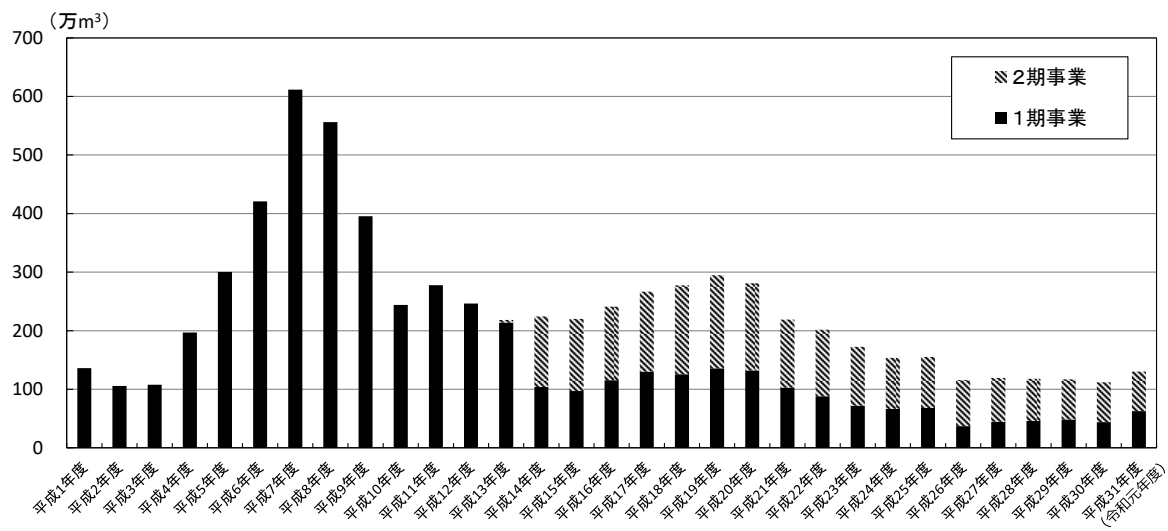
これまで 1 期事業として尼崎沖と泉大津沖、2 期事業として神戸沖と大阪沖の埋立処分場を設置した。現在までに第 2.5-1 表に示すフェニックス圏域から排出される廃棄物を受け入れており、埋立状況及び埋立量の推移は第 2.5-3 図のとおりである。

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、その最終処分量の約 4 割に当たる約 280 万トンの災害廃棄物を大阪湾フェニックス事業の埋立処分場が受け入れた。また、平成 16 年の台風 23 号による災害廃棄物については兵庫県内 4 市町から約 2,400 トンを、平成 25 年の淡路島地震による災害廃棄物についても約 2 万 6,000 トンを受け入れており、災害復興に大きく貢献した。

第 2.5-1 表 大阪湾フェニックス事業最終処分場の埋立状況

埋立処分場		基本計画 認可年月	計画 容量 (万 m ³)	埋立量 (万 m ³)	残容量 (万 m ³)	進捗率 (%)	竣工済 面積 (ha)
1 期 事業	尼崎沖	S60.12	1,578	1,569	9	99.4	55.6
	泉大津沖		3,080	3,017	63	98.0	138.5
2 期 事業	神戸沖	H9.3	1,500	1,149	351	76.6	—
	大阪沖	H12.3	1,398	551	847	39.4	—
合計		—	7,556	6,286	1,270	83.2	—

注：1. 1期事業(尼崎沖埋立処分場、泉大津沖埋立処分場)では、一般廃棄物及び管理型産業廃棄物の受入れは終了している。
2. 令和2年3月31日現在での状況を示す。



第 2. 5-3 図 大阪湾フェニックス事業最終処分場の埋立量の推移

2. 環境配慮事項

本事業における環境配慮事項は、以下に示すとおりである。

(1) 工事中

- ・工法の選定等の際は、最新の知見を反映し、可能な限り環境負荷を低減できる工法を採用する。
- ・建設機械、作業船及び資機材運搬船については、低騒音低振動型で排出ガスが少ない環境配慮型の機種の採用に努める。
- ・建設機械、作業船及び運搬船の適切な点検整備を行う。
- ・粉じんの発生の可能性がある資材等の運搬の際は、必要に応じシート被覆等の飛散防止対策を講じる。
- ・車両の走行による砂塵の飛散を防止するために、場内作業ヤードの清掃、散水を実施する。
- ・水中発破のような顕著な水中音を継続的に発生させる工事は実施しない。
- ・護岸等の築造の際に発生する濁りが周辺海域へ拡散するおそれがある場合には、汚濁防止膜を展張する。
- ・工事に伴って発生する特定の建設副産物については、建設リサイクル法等の関連法令に従って発生抑制、分別及び再資源化に努める。
- ・工事に伴って発生する廃棄物の処理・処分においては、廃棄物処理法等の関連法令に基づき適切に処理・処分する。

(2) 供用時

- ・埋立に用いる建設機械については、低騒音低振動型で排出ガスが少ない環境配慮型の機種の採用に努める。
- ・埋立に用いる建設機械の稼働に際しては、過負荷運転の禁止など、環境負荷の少ない運転の励行を徹底する。
- ・埋立に用いる建設機械、作業船及び廃棄物運搬船の適切な点検整備を行う。
- ・車両の走行による砂塵の飛散を防止するため、場内作業ヤードの清掃、散水を実施する。
- ・廃棄物の飛散防止対策及び作業安全確保の観点から、強風時及び高波時には運搬、揚陸及び埋立作業を行わない。
- ・水面以上の埋立時には、随時、締め固めを行い、また、適宜、埋立作業面の覆土等を行い、廃棄物の飛散防止に努める。
- ・廃棄物運搬船の使用燃料は、大気汚染原因物質の含有量が少ない A 重油等の良質な燃料を使用する。
- ・廃棄物の海上運搬においては、積込時には投入シュートや拡散防止シート等を用い、運搬時には船倉を防塵用シートで覆うことで廃棄物の飛散を防止する。
- ・廃棄物を陸揚げする際には、土砂落下防止シートを用いて廃棄物の海中への落下を防止する。

- ・事業活動により生じた廃棄物の再使用、再利用に努め、最終処分の際には関係法令に基づき適切に処分する。
- ・瀬戸内海、特に大阪湾奥部の水域に余水を放流することを考慮し、排水処理施設からの放流水の水質に対する管理目標値を定め、放流水の水質管理を厳格に行う。
- ・埋立処分中の内水の水質を適切に監視し、必要に応じて内水の処理方法や処理能力の見直し等を行う。
- ・埋立処分中の内水の水位については、水位差による護岸への影響及び降雨等による内水位の変動等を考慮して管理目標水位を設定し、管理する。
- ・埋立処分終了後の維持管理期間に発生する浸出液についても、埋立処分中と同様に放流水の水質の管理目標値を定め、放流水の水質管理を厳格に行う。
- ・台風、地震、津波等の災害により廃棄物、浸出液等の外部への流出が生じないように、護岸の点検管理を適切に実施する。
- ・廃棄物の運搬用ベルトコンベアは全体を囲いで覆う。
- ・排水処理施設の点検整備を適切に行う。
- ・排水処理施設からの処理水の放流口の位置は、複数案を検討した結果、海域の水質への影響が少ない南側護岸とする。
- ・受入基準を満たさない廃棄物の混入を未然に防止するため、受入廃棄物の検査を厳格化する。
- ・排水処理施設の設置位置は埋立処分場の南側とし、住居地や主要な眺望点からの離隔距離を確保する。
- ・排水処理施設は周辺の景観との調和を考慮した塗装色とする。
- ・揚陸施設を設置する栈橋上は常に清掃し、また、雨水は集水して場内に戻し、排水処理施設を経由させて海域へ放流する。